

京都府城陽市
令和5・6年度（2023・2024年度）
入札参加資格審査申請の手引き
【 建設コンサルタント等 】
目次

項 目		頁 数
○申請書提出区分		1
○申請できる者の資格		
○提出方法		
1	年間委任状	2
2	使用印鑑届	
3	印鑑証明書	
4	営業所一覧表	
5-1	「法人」の場合に必要な証明書類	3
5-2	「個人事業主」の場合に必要な証明書類	
6	許可証明書等	
7	業務経歴書	
8	資格者証等	
9	技術者経歴書	
10	城陽市税納付状況等調査同意書	
11	消費税及び地方消費税の納税証明書	
12	建設コンサルタント現況報告書等の現況報告書の写し	
13	城陽市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について	4

京都府城陽市 総務部 管財契約課 契約検査係

○ 申請書提出区分

城陽市における入札参加資格審査申請の受付区分は次の3区分です。希望する業種に応じた区分に申請してください。

【建設工事】	【建設コンサルタント等】	【物品供給等】
	測量 建築関係建設コンサルタント 土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償関係コンサルタント その他のコンサルタント	全ての物品供給 【建設コンサルタント等】 に該当しない業務※ 労働者派遣 ※【建設コンサルタント等】 申請書類中「希望する業務表」 で該当しない業務

この手引きは【建設コンサルタント等】に対応しています。

○ 申請できる者の資格

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（詳細は4頁を参照）
- (3) 城陽市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。（詳細は4頁を参照）
- (4) 次の表の左欄に掲げる業務の区分のうち、入札参加資格の審査を申請しようとするものについて、同表の右欄に定める登録等を受けている者であること。

業務の区分	登録等
測 量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による登録
建築関係建設 コンサルタント	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による登録又は建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録
土木関係建設 コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第5条の規定による登録
地 質 調 査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録
補 償 関 係 コンサルタント	建築士法第23条の3の規定による登録、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定による登録又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の第5条の規定による登録
そ の 他 の コンサルタント	官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。)

- (5) 前項の規定にかかわらず、建築関係建設コンサルタントの業務のうち、建築設備設計業務においては、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士(同令第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。)を専任で置いている者。

○ 提出方法

- (1) インターネットを利用した電子申請。紙での提出は不要。
<https://bid-entry.com/>
- (2) 公営企業（城陽市上下水道部）に別途申請は不要。

1 年間委任状

(1) 要否

支店等で入札、見積、契約、代金の請求及び受領をするため、受任者を設ける場合のみ必要です。なお、受任者を設けない場合は不要です。

(2) 作成方法等

本市独自様式の使用を原則とします。

「受任者の印」は、使用印鑑届において届ける使用印を押印してください。

2 使用印鑑届

入札・見積、契約締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるものです。

「実印」欄には、実印（法務局／市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印してください。

「使用印」欄には、実印を使用印鑑として使用する場合は実印を、実印以外の代表者印を使用する場合はその印を押印してください（受任者を設ける場合は受任者印が使用印となります。）。また、原則として複数の印を押印しないでください。複数の印を押印される場合は、複数一対を使用印として承認するため、本市との取引等において、複数の印のいずれかが不足して押印された書類は無効とします。

「使用印」は、役職名又は氏名等が表示されたものに限り、（会社名だけの印鑑、役職名又は氏名等が合致しない印は不可）「受任者欄」は、受任者を設けた場合に限り記入してください。

なお、実印を使用印鑑とする場合も、使用印鑑届を提出してください。

3 印鑑証明書

「法人」は、代表者の印鑑証明書（法務局発行）、「個人」にあつては、本人の印鑑証明書（市町村発行）を提出してください。

原則として、いずれも発行後、3ヶ月以内のものに限ります。

4 営業所一覧表

国土交通省統一様式や、本市様式に準じた独自様式の使用を認めます。

最上段には、本店等について記載してください。

受任者を設ける場合は、原則として受任支店等を2段目に記載してください。

なお、本社以外に営業所を有しない場合も営業所一覧表を提出してください。

5-1 「法人」の場合に必要な証明書類

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が必要です。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

5-2 「個人事業主」の場合に必要な証明書類

身元証明書（外国人住民の場合は「住民票の写し」）が必要です。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

- ・日本国籍を有する方の場合

身元証明書

日本国籍を有する方は、本籍地の市町村役場に申請してください。

ただし、市町村役場によって、証明される項目が異なりますのでご注意ください。

本籍が城陽市の場合は、市民課で「身分証明書」を申請してください。

（本人以外の方が申請する場合は委任状が必要です。）

- ・日本国籍を有しない方（外国人住民）の場合

住民票の写し

日本国籍を有しない方は、住所地の市町村役場で申請してください。

住所地が城陽市の場合は市民課で「住民票の写し」を申請してください。

（本人及び本人と同一世帯に属する家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。）

6 許可証明書等

「営業に必要な免許・許可・登録等」の内容を証明するものとして、営業に関し法律上必要とする登録証明書等を、**希望する業務ごとに**提出してください。

なお、「建設コンサルタント等」については、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合及び補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合で、それぞれの規程の第7条に規定する「現況報告書」を添付した場合には、省略することができます。

7 業務経歴書

「業務経歴書」下部の【注】に従って作成してください。

また、「建設コンサルタント等」については、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合及び補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）である場合で、それぞれの規程の第7条に規定する「現況報告書」の写しを添付した場合には省略することができます。

8 資格者証等

入札参加資格審査申請書の有資格者を証するものとして、**資格の種類ごとに**、資格者証等の写し（複数人の場合は、うち1名分）を添付してください。技術士資格については、「技術士登録等証明書」など選択科目の名称が確認できる書類とします。

ただし、現況報告書の「技術士等一覧表」などに記載のある資格については、資格者証等の添付の省略を可能とします。

なお、添付した資格者証等の写しの所有者（技術職員）に異動があった場合は、遅滞なく当該変更を届け出てください。

9 技術者経歴書

「技術者経歴書」下部の【注】に従って作成してください。

国土交通省統一様式をもって本様式に代えることができます。

10 城陽市税納付状況等調査同意書

(1) 概要

入札参加資格審査申請にあたり、城陽市税の納付状況等を調査させていただきます。
滞納がある場合、入札参加資格の取消又は指名停止となりますので、納期内納付にご協力をお願いします。

(2) 調査事項

法人は本店（受任者を設ける場合はその支店等のみ）、個人事業主は代表者個人を対象とした、城陽市税を滞納していないこと。

※城陽市が課税する税目の全てが対象となります。市・府民税（個人事業主のみ）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税のうち、該当する税目をご確認ください。該当する税目がない場合は対象外となりますので、同意書の提出は必要ありません。

なお、法人府民税や法人事業税等の納付状況は要件としていません。

11 消費税及び地方消費税の納税証明書

現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に、完納（未納がない）されている証明書（その3の3：法人用、その3の2：個人用）を請求してください。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

12 建設コンサルタント現況報告書等の現況報告書

申請者が下記に該当する場合は、それぞれの規程の第7条に規定する「現況報告書」が必要となります。

○建設コンサルタント登録業者である場合

（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

○地質調査業登録業者である場合

（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

○補償コンサルタント登録業者である場合

（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

13 城陽市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について

(1) 要件

城陽市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 要件の対象者

城陽市に水道の使用者名義を有する者（入札参加資格申請をする者が法人の場合は法人名義のもの、個人事業主の場合は個人事業主名義のもの。）

(3) 対象となる事業所等

城陽市内に所在する事業所等で、水道の使用者名義の対象になっているもの。
なお、城陽市内に複数の事務所等を有する場合は、その全ての事務所等が対象となります。ただし、工事現場等における臨時栓については対象となりません。

(4) 留意事項

要件を満たしていることを確認するための証明書の提出は不要です。

また、水道料金及び下水道使用料の「分納承認」を受けた者は、本要件を満たしていることとして取り扱います。